

安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェック 義務化



令和4年
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する

追加

令和4年
10月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う
- アルコール検知器を常時有効に保持する

令和4年4月1日から必要な業務について

- 業務での運転の前後に、運転者が酒気を帯びていないかどうかを目視等で確認して、確認の結果を記録し、その記録を1年間保存することになります。
- 「運転前後の確認」について
運転の前後とは、必ずしも個々の運転の都度の必要はありません。
「運転する業務の開始前や出勤時」と「運転する業務の終了後や退勤時」に確認することで足ります。
- 「目視等で確認」について
目視等で確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することを言い、対面して行うことが原則となります。
- 目視等での確認を対面で行うことができない場合の措置について
出張や早朝、深夜のため安全運転管理者が対面により確認ができない場合は例えば
 - ◎ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ◎ 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法などの、対面による確認と同視できるような方法を実施してください。

令和4年10月1日から必要な業務について

- 業務での運転の前後に、運転者が酒気を帯びていないかどうかの確認を、目視等に加えてアルコール検知器を使用して確認することが追加されます。
また、アルコール検知器を常時有効に保持することも追加されます。
- 「アルコール検知器」の性能について
アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものであれば足ります。
- 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは
正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことが必要になります。
取扱説明書に基づき適切に使用、管理、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認するなど、有効な状態を保つ必要があります。

その他 留意事項

- 安全運転管理者が不在の場合について
安全運転管理者が不在等により確認が困難な場合は、安全運転管理者が、「副安全運転管理者」又は「安全運転管理者の業務を補助する者」に、酒気帯びの確認を行わせることができます。
この場合、補助者が飲酒の有無を確認した結果、運転者が酒気を帯びていることが判明した場合は、速やかに安全運転管理者へ報告し、必要な対応について指示を受ける必要があります。
- 酒気帯び確認の記録項目について
 - ① 確認者名
 - ② 運転者
 - ③ 運転する自動車の登録番号又は識別できる記号、番号等
 - ④ 確認の日時
 - ⑤ 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無（※10月1日以降に必要）
 - イ 対面又は対面でない場合の具体的方法
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 指示事項
 - ⑧ その他必要な事項※ 確認結果の記録用紙のサンプルについては下記を確認してください。
- 酒気帯びの確認等を怠った場合について
酒気帯びの確認を行っていなかったり、確認の結果を記録、保存していなかった場合は、都道府県公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者の解任命令が出される可能性があります。

酒気帯び確認結果記録簿

令和 年 月 日 ()

サンプル

| 運転者名 車両番号 | 運転前検査 | | | | | 運転後検査 | | | | | | |
|--------------|-------|------------------------------|--------------|-------------|-----|-------|------|------------------------------|--------------|-------------|-----|------|
| | 検査時間 | 検査方法 | 検知器 使用の有無 | 酒気帯び の有無 | 確認者 | 指示事項 | 検査時間 | 検査方法 | 検知器 使用の有無 | 酒気帯び の有無 | 確認者 | 指示事項 |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |
| | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | | : | 対電 話報 告の その他 () | 有・ 無 | 有・ 無 | | |

- ※ 1 酒気帯び確認結果記録簿は1年間保存する。
- ※ 2 検査方法について該当するものに○を付け、電話報告・その他の場合はその理由を()に記入する。(例 出張など)
- ※ 3 指示事項には、酒気帯びが確認された場合の指示内容について記入する。

事業所の **取組強化!**

飲酒運転根絶

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒してないです

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で

チェックしてからです!

点呼場所

安全運転管理者

ALCOHOL CHECKER

8.88

※アルコール検知器を用いた点呼は令和4年10月以降です

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です！

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上



その他の自動車5台以上
※自動車1台(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

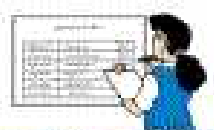
業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交番運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。だくが警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行

- ✓ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること



令和4年
10月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器[※]を用いて行うこと
- ✓ アルコール検知器を **常時有効に保持** すること

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により表示機能をもつ機器

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。